

大分大学福祉健康科学部年俸制教員業績評価委員会内規

平成28年11月9日制定
平成28年福祉健康科学部内規第3号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学福祉健康科学部年俸制適用教員の業績評価実施に関する細則（平成28年福祉健康科学部細則第13号。以下「実施細則」という。）第3条第4項の規定により、大分大学福祉健康科学部年俸制教員業績評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学福祉健康科学部における年俸制適用教員の業績評価（以下「業績評価」という。）の実施状況に関する事項
- (2) 業績評価の基準に関する事項
- (3) その他学部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 副学部長
 - (3) 実施細則第2条第2項に定める評価者
 - (4) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、学部長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(議事録等の作成)

第7条 議長は、委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年11月9日から施行する。